

令和3年度

第371回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和3年度第371回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。2番の島袋孝栄委員、3番の仲宗根哲也委員、10番の屋宜文委員、3名から欠席の連絡がございます。</p> <p>11番の仲泊元輝委員は、欠席の連絡は入っておりませんが、あとしばらくしたらお見えになると思います。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、7番の宮城徳重委員、8番の仲村学委員、よろしく願いいたします。</p> <p>事前現地調査委員ですが、1番の仲宗根正人委員、5番の島袋貴委員、12番の新垣実委員、報告者は12番の新垣実委員をお願いいたします。</p> <p>それでは着席して議事を進行したいと思います。よろしく願いします。</p> <p>議案第1号、受付番号6番、農地法第4条1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案書の1ページになります。</p> <p>受付番号6番、読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第1号について現地調査されておりますので、12番の新垣実委員、現況報告を農地の区分をお願いします。</p>
12番	<p>10月25日月曜日に午後1時から3時まで、1番 仲宗根正人委員、5番 島袋貴委員、そして私、12番の新垣実委員、また事務局からは譜久山局長と奥那嶺主査の5名で現地調査を行ってまいりました。</p> <p>補足については仲宗根正人委員、島袋貴委員、よろしく願いいたします。腰掛けて説明いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号6番、見取り図の1ページになります。申請地は沖縄税務署の北東に位置し、現況は駐車場でした。</p> <p>農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第二土地区画整理地内にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第1号、受付番号6番について、委員の意見を求めます。</p>
7番	<p>ちょっとお願いします。備考のほうで始末書添付というふうに書いてあるのですが、当初計画どおり貸駐車場として以前許可をもらって、そのとおりやっているわけでございますが、その始末書が必要という理由をもう一回お願いし</p>

事務局	<p>たいと思います。</p> <p>これは訂正させてください。駐車場で許可をしているところでありますので、始末書は添付されておられません。申し訳ございません。</p>
7 番	<p>じゃあ、これは削除ですか。</p>
事務局	<p>削除をお願いします。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p>
議長	<p>「進行」の声あり</p> <p>なければ進行したいと思います。進行してもよろしいですか。</p>
議長	<p>「はい」の声あり</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 6 番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p>
議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声、進行の声もございました。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 6 番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成。承認相当といたします。</p> <p>議案第 2 号、受付番号 15 番、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、議案書の 2 ページになります。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号 15 番、読み上げて説明。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第 2 号についても現地調査されておりますので、12 番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>

12番	<p>報告いたします。議案第2号、受付番号15番、見取り図の2ページになります。申請地は美池自動車学校の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は宅地化の現状が、則第44条第1号に掲げる程度に達している地域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第2号、受付番号15番について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番宮城徳重委員。</p>
7番	<p>申請面積がわずか3.85㎡なんですね。転用も終わっているし、このわずかな面積をあえて申請する背景は何があったのでしょうか。</p>
事務局	<p>休憩をお願いします。</p>
議長	<p>休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>どうぞ、ほかに何かございましたら。なければ進行したいと思いますが、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号15番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号15番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。許可相当といたします。</p> <p>議案第3号、受付番号4番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>受付番号4番、読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、12番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
12番	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号4番、見取り図の3ページになります。申請地は市立宮里中学校の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第二土地区画整理地内にあり、第3種農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第3号、受付番号4番について、委員の意見を求めます。何かございませんか。なければ進行したいと思いますが、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>では進行いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号4番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号4番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。承認相当といたします。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号49番から55番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号49番から55番、読み上げて説明。</p>

<p>議長</p> <p>12番</p>	<p>ご審査のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、12番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> <p>報告いたします。議案第4号、受付番号49番、見取図の4ページになります。申請地は農民研修センターの西に位置し、現状は雑木地でした。農地区分は宅地化の現状が、則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模はおおむね10ha未満であり、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>続きまして受付番号50番、51番、52番は共通しておりますので、一括で説明いたします。見取図の5ページ、6ページ、7ページになります。申請地は与儀公民館の西に位置し、現況は3つとも更地でした。農地区分は宅地化の現状が、則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模はおおむね10ha未満であり、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>続きまして受付番号53番、見取図の8ページになります。申請地は市立宮里中学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第二土地区画整理地内にあり、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>続きまして受付番号54番、見取図の9ページになります。申請地は市立宮里中学校の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第二土地区画整理地内にあり、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>続きまして受付番号55番、見取図の10ページになります。申請地は市立美東中学校の南西に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第4号、受付番号49番から55番について、委員の意見を求めます。7番宮城委員、どうぞ。</p>
<p>7番</p>	<p>受付番号50番から52番ですか、住宅を造るわけですが、進入路のほうはここに造るわけですね。それとまた1点、この譲渡人が会社員なのですが、こういう形で分譲というか、そういう工事をして売買をするということですが、そういうのは可能なんですか。その2点をお願いします。普通は不動産業とか、そういう基準がありますよね。その説明を少しお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>見取り図の5ページ、6ページ、7ページにあると思うんですが、7ページに斜線が引かれています。この真ん中の部分が進入路といいますか、道路位置指定が入ってくるところで、その一番左に●●さんという住居があると思うん</p>

	<p>ですが、この左、角に道みたいなものが見えるんですけども、ここまでは道ができていますね。この端の切れているところに接続して、道路位置指定を受けて4区画に建物を造るという計画になっています。個人の売買でも分譲とかではなくて、個人同士での土地の売買契約であれば契約できるので、業者でなくても売買することは可能となっています。</p>
7番	<p>これは同時に3名という形ですが。</p>
事務局	<p>受付番号の50番と51番は個人同士での土地売買契約になっているので、それは可能です。また52番の個人から業者に売るというのも、問題はないということになります。</p>
7番	<p>その場合に、この道の部分を業者が持っていますよね。それは前も通行許可とかあったんですけども。</p>
事務局	<p>これが個人専用の進入路であるなら、通行許可が必要です。今回、道路位置指定を受ける予定なので、問題なく使える状態になります。</p>
7番	<p>その不動産屋が購入したら、その部分の道についてもそういう形なんですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
事務局長	<p>私からちょっといいですか。受付番号50番、51番、52番なんですが、受付番号はこちらが受け付けた受領日で番号を振っているものですから、この議案書から見ると、52番を50番で受け付けていたらもっと分かりやすかったと思います。まず業者が指定道路を入れて、入れたところに個人2人が地主から土地を買うという申請で、この議案書の番号の並びがそうだと分かりやすかったと思います。受け付けした日付、時間とか、それで番号を振っていますので、その順番となっています。以上です。</p>
議長	<p>別にごませんか。</p>
事務局	<p>休憩をお願いします。</p>
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>どうぞ、ほかにございましたら。ほかにはないようですけども、進行してもよろしいですか。</p>


議長	<p>「はい」の声あり</p> <p>では進行いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号49番から55番まで、許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号49番から55番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。許可相当といたします。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号10番から11番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。</p> <p>受付番号10番から11番、読み上げて説明。 ご審査のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>休憩をお願いします。</p>
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号10番から11番について現地調査されておりますので、12番新垣実委員、現況報告をお願いします。</p>
12番	<p>ご報告いたします。議案第5号、受付番号10番、見取図の11ページになります。申請地は北美土地改良区内にあり、市立北美小学校の西に位置し、現況は小菊の植付けがされておりました。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断い</p>

	<p>たしました。</p> <p>次、受付番号11番、見取図の12ページになります。申請地は北美土地改良区内にあり、倉浜衛生施設組合の南に位置し、現況はハウス内の水耕栽培による葉野菜がありました。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙第9の第2の2に該当すると判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務所の説明と現地調査報告がございました。議案第5号、受付番号10番から11番について、委員の意見を求めます。7番宮城徳重委員、どうぞ。</p>
7番	<p>お願いします。10番、11番ですが、設定を受ける者の年齢を教えてください。</p>
事務局	<p>10番の●●●委員さんは年齢62歳、11番の●●●●さんは42歳となっています。以上です。</p>
7番	<p>ちなみに、●●●●さんの場合は●●●さんのところで研修を受けたい従業員だと思うんですが。</p>
事務局	<p>この件については1番委員から説明されたほうが良いと思います。</p>
議長	<p>では、1番委員をお願いします。</p>
1番	<p>ここは私の父の土地ではあるんですが、うちの弟がベンチ栽培、水耕栽培をしているハウスの施設内にあります。そこで働いておりました●●●●さんが昨年からスタッフとして、従業員として研修を受ける形で一緒に経営されていまして、今回権利設定ができれば、このハウス内で独立するという形になります。施設は隣なので、何かあれば手助けすることはできるんですけども、今回賃借権で5年間の設定で、いずれこのハウスを彼女が買うという話ではないです。独立するためにもある程度資金とかも必要になると思いますので、この場所で5年間なるべく利益を出して、収益を上げて、またいずれは自分の土地を求めるなり、継続した計画で農水課と話を進めるようです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>どうぞ、ほかにありましたら。4番仲宗根光夫委員。</p>
4番	<p>受付番号10番の●●●さん（設定する者）という方は、ご覧のとおり他7名は、これはきょうだいです。内地にも何名かいて、承諾を得るのに毎回時間がかかっています。しかし、●●●さんは理解があつて、農業委員会の利用権設定の契約を望んでいるので、とても助かります。また、協力的でもあります。ほかの地域も（農地の貸し出し）ありはするんですけども、どのように流</p>

	<p>れていくかは分からない、また、進行中のところもあって、あとは断られたところもあります。いろいろ今からまた頑張って結びつけるようにできればいいなと思っています。今回の●●●さん（設定を受ける者）は、3か年ぐらい菊づくりしている方です。ただ、この3年8か月（設定期間）がどのようにきめたのかは、わかりません。更新ではあるんだけど、きょうだいの承諾を集めるのに時間がかかったのかな。また、ほかのところは、仲宗根正人委員が池原の土地改良とか、自分がやっているところでも中間管理機構を通じて手続を進めて、ほぼ完了していると思うので、今回は出ていないけれども、来月、再来月あたりには出るかなと思っています。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>4番の仲宗根光夫委員からありました3年8か月なんですが、仲宗根委員が言ったように、更新が空いてしまった。実際は続けてできる契約ではあるんですけども、これに気づかなくて、契約切れに気づいて再契約を行ったものですから、8か月というのが生じてきたものです。以上です。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号10番から11番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。受付番号10番から11番を承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員が賛成。承認といたします。</p> <p>議案第1号から第5号のまでの審議、大変お疲れさまでございました。これをもちまして、令和3年度第371回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和3年10月28日

会 長 池宮城 威 基 

議 長 池宮城 威 基 

7 番 宮 城 徳 重 

8 番 仲 村 学 